

11月教育委員会会議録

日時：令和6年11月21日（木） 午後3時

場所：山口県教育庁教育委員会室 (公開)

教 育 長	<p>それでは、ただいまより令和6年11月の教育委員会会議を開催いたします。</p> <p>先月10月22日に教育委員に就任されました廣兼委員は本日が最初の会議となりますので、一言、御挨拶をいただきたいと思ひます。</p>
廣 兼 委 員	<p>この度、教育委員になりました 廣兼 愛子 と申します。高校と小学校に通う子どもがおります。子どもたちや保護者の想いを伝えていながら、充実した教育環境になるよう努めていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
教 育 長	<p>よろしくお願ひします。それでは、本日の署名委員の指名を行います。藤田委員、伊藤委員よろしくお願ひします。</p>
	<p>審議に入る前に、先日から報道等がされております公立学校教職員の逮捕事案について一言申し上げます。</p> <p>児童生徒を守り育てる立場にある教職員が、児童生徒等に対して性暴力を行うことは決して許されない行為であり、本県の公立学校の教職員が不同意わいせつ等の疑いにより、続けて逮捕されたことを極めて重く受け止めております。</p> <p>県教育委員会といたしましては、市町教育委員会と一層緊密に連携しながら、県内すべての公立学校の教職員に対して、あらためて法令遵守や服務規律の確保、綱紀保持の徹底を図り、あらゆる不祥事の根絶と公教育の信頼回復に向けて全力で取り組んでまいる考えです。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。</p>
和 泉 委 員	<p>この件に関しましては報道で立て続けに2件、このような重大なニュースを見ることになりまして、非常に信じ難いものでした。教育委員として、県民として二度とこのようなことがないように綱紀肅正に務めていただければと思ひております。それでお伺ひしますが、今後具体的にどのような取り組みをされていかれるということを計画されているのかを教えていただければと思ひますのでどうぞよろしくお願ひします。</p>
教 職 員 課 長	<p>ではお答えをいたします。今後の対応についてですが、当事者は現在いずれも警察において取り調べを受けている最中にありまして、詳細については不明なところが多くございます。今後捜査の状況等を踏まえまして、県教委といたしましても当事者に対しまして厳正に対処してまいりたいと考えております。また再発防止に向けては、明日11月22日金曜日に県立学校の校長会議、それと県市町綱紀保持対策チーム合同会議、こちらを緊急に招集いたしまして開催することとしております。こちらの中で学校と県教委、市町教委が連携をして、教職員における不祥事の再発防止に向けた取組の徹底・強化について共通</p>

和泉委員	<p>認識をしっかりと図ってまいります。</p> <p>なお、今後各学校における綱紀保持研修について、その研修の方法についての見直しであるとか、教職員の当事者意識を高めるための取組、仕組み作りについても検討してまいります。</p> <p>これまでも、綱紀粛正が繰り返し叫ばれてきたこととしますので、これまでの取り組み等を振り返っていただきながら、実りのある実効性のある綱紀粛正の研修なり、指導なりを徹底していただければと思いますのでよろしくお願いいたします。</p>
教育長	<p>徹底してまいります。</p> <p>それでは、本日の議題の審議に移らせていただきます。まず、審議の公開の可否について決定したいと思います。本日の議題について、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項」の規定に基づき、非公開とすることが望ましいと考えられるものはありませんので、すべて公開で審議することが望ましいと考えますが、いかがでしょうか。</p>
全委員	承認
教育長	<p>それでは、本日の議題について公開で審議することといたします。</p> <p>それでは早速、議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
教育政策課長	<p>それでは、議案第1号「令和6年度山口県一般会計補正予算（第3号）についての意見の申出について」御説明いたします。資料は2ページ以降ですが、5ページに概要を整理しておりますのでお開きください。</p> <p>はじめに、「1 繰越明許費」の繰越事業の概要を御覧ください。校舎改築費において、下関西高校特別教室棟他解体工事他1件で、入札不調により入札手続きに不測の日数を要した等のため、繰越が必要となりました。</p> <p>次に、施設改造費について、下松工業高校実習棟集塵機新設工事他1件について、入札不調により入札手続きに不測の日数を要した等のため、繰越が必要となりました。よって、合計で3億2,036万7千円を来年度へ繰越しようとするものです。</p> <p>続いて、「2 債務負担行為」についてです。まず、山口県公立学校教員採用候補者選考試験の問題作成に係る業務委託について、令和7年度実施の採用試験の日程をこれまでの7月から5月へ前倒すことに伴い、今年度中に問題作成に係る業務委託をする必要があるため、令和6年度から令和7年度までの期間で限度額1,546万1千円の債務負担行為を設定するものです。</p> <p>次に、県立特別支援学校の通学用バスの運行に係る業務委託について、事業者がバス運転士の確保等の準備期間を確保できるよう、契約手続きを前倒しするため、令和6年度から令和9年度までの期間で限</p>

	<p>度額 8 億 3, 8 1 4 万 6 千円の債務負担行為を設定するものです。</p> <p>この補正予算につきましては、県議会への議案提出に先立つ意見照会に対し、教育長が臨時に代理して、異存ない旨の意見を申し出ましたので報告し、承認をいただきたく、お諮りするものです。以上です。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教育政策課から議案第 1 号について説明がありました。が、意見、質問はありますか。</p>
伊 藤 委 員	<p>少し分からないので教えていただきたいのですが、校舎改築費について、物価高騰等でいろいろな物資の金額が上がっておりまして、致し方ないと思うのですが、こういう場合は最後はやはり予定価格で大幅に上がってしまいますから、最終的に随意契約になるのでしょうか、どのようになるのか教えていただけたらと思います。</p>
学校運営・施設整備室次長	<p>校舎改築費の中の 1 億 2, 9 4 9 万 6 千円に関することについてですが、今回応札がありましたが、3 回しまして、予定価格を上回ることになりましたので、再度入札を行います。今回少し内容的に異なる建築工事と電気工事を一緒にやったということがありましたので、次回は建築工事と電気工事を分けて実施していきたいと思っております。</p>
教 育 長	<p>議案第 1 号について、承認することとしてよろしいですか。</p>
全 委 員	<p>承 認</p>
教 育 長	<p>議案第 1 号を承認いたします。</p> <p>それでは、報告事項に入ります。報告事項 1 について、教職員課から説明をお願いします。</p>
教 職 員 課 長	<p>1 0 月 1 1 日に議会及び知事に対して行われた「令和 6 年職員の給与等に関する報告及び勧告」の概要について御報告します。資料の 6 ページをお開き下さい。</p> <p>本年の給与勧告のポイントは、資料上段の枠囲みにありますとおり、月例給与及び特別給与について引上げ改定とされたこと、社会と公務の変化に応じた給与制度の整備への対応を行うことの 2 点です。</p> <p>それでは、勧告等の内容のうち、教育委員会に関係する主なものについて資料に沿って説明させていただきます。</p> <p>「1 職員と民間の給与の状況等と本年の給与改定」についてです。（1）の月例給与については、民間給与が職員給与を、1 人当たり平均で、額にして 1 万 2 8 8 円、率にして 2. 8 6 % 上回っております。（2）の特別給与については、民間事業所で支払われた支給割合は 4. 6 1 月分となっており、職員の現行の支給割合である 4. 5 0 月を 0. 1 1 月分上回っております。この調査結果と国の人事院勧告の内容を総合的に勘案した結果が「給与勧告の内容」です。（1）の月例給与についてですが、民間給与との均衡を図るため、人材確保の観点等を踏まえながら初任給与や若年層に重点を置いて、給料表を引上げ。</p> <p>次に（2）の特別給与についてですが、民間の支給割合との均衡を図</p>

	<p>るため、期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.05月分、年間0.1月分引上げることとされています。</p> <p>最後に(4)の実施時期については、令和6年4月1日から実施するとされているところです。</p> <p>続いて7ページ「2 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備」についてです。(1)の給料表については、給料月額最低水準の引上げや昇格メリットの拡大を反映させるため、新給料表に切り替えることとなっています。</p> <p>次に(2)諸手当については、扶養手当や地域手当、通勤手当等について見直すこととしております。また、これらの実施時期については、令和7年4月1日からとされているところです。本年の勧告等の内容のうち、教育委員会に関係する主なものは以上です。</p>
教 育 長	<p>ただいま、教職員課から報告事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
和 泉 委 員	<p>7ページ目の上に、実施時期令和6年4月1日とありますが、これは4月1日に遡って支払われるということですか。</p>
教 職 員 課 長	<p>そうです。令和6年4月1日に遡って支給するということです。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項1については、以上のとおりとします。</p> <p>続いて報告事項2について、学校安全・体育課から説明をお願いします。</p>
学校安全・体育課長	<p>10月31日に「令和5年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」に係る本県の状況を発表いたしましたので、その概要について御説明いたします。資料は10ページからになります。</p> <p>発表項目は、暴力行為、いじめ、小・中学校の不登校、高等学校の不登校、高等学校の中途退学です。</p> <p>なお、資料でお示ししている本県のデータは、全て国立・公立・私立学校の合計になりますので御留意ください。</p> <p>はじめに、暴力行為についてです。11ページ(1)を御覧ください。山口県における発生件数は910件で、令和4年度に比べ85件増加しています。児童生徒千人当たりの発生件数は7.0件であり、令和4年度と比べて0.8件増加、全国平均8.7件を下回っています。形態別では「生徒間暴力」が最も多く「対教師暴力」「器物損壊」「対人暴力」と続いております。</p> <p>次にいじめについてです。12ページ(2)の①を御覧ください。いじめの認知件数は4,247件と、令和4年度に比べ380件増加しています。また、児童生徒千人当たりの認知件数は32.0件であり、令和4年度と比べて3.2件増加、全国平均57.9件を下回っています。いじめの態様について、全国的に「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句」が最も多くなっています。また、②の令和2年度から公表されています、いじめ重大事態の発生件数は22件であり、令和4年度に比べ6件増加しています。児童生徒千人当たりの発生件数は0.17</p>

<p>教 育 長</p> <p>和 泉 委 員</p>	<p>件で令和4年度と比べて0.05件増加、全国平均0.10件を上回っています。</p> <p>次に、小・中学校の不登校についてです。13ページ(3)の①を御覧ください。不登校児童生徒数は、3,570人と、令和4年度に比べ537人の増加となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、37.4人と令和4年度と比べて6.3人増加、全国平均37.2人を若干上回っています。小学校は全国平均を下回っているものの、中学校は上回っている状況です。不登校児童について把握した事実としては、小・中学校ともに「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多くなっています。</p> <p>次に高等学校の不登校についてです。14ページの③を御覧ください。不登校生徒数は387人と、令和4年度に比べ42人の増加となっており、児童生徒千人当たりの不登校児童生徒数は、13.0人と令和4年度と比べて1.6人増加、全国平均23.5人を下回っています。不登校生徒について把握した事実としては、小・中学校と同様に「学校生活に対してやる気が出ない等の相談があった」が最も多くなっています。</p> <p>次に高等学校の中途退学についてです。15ページ(4)を御覧ください。県内の中途退学者は、411人と、令和4年度に比べ40人の増加となっており、中途退学率は、1.2人と令和4年度と比べて0.1人増加、全国平均1.5人を下回っています。中途退学の理由としては「進路変更」が最も多く、次いで「学校生活・学業不適応」となっています。</p> <p>なお、発生件数の推移等の詳細については、16ページ以降の資料にお示ししておりますので御覧ください。</p> <p>令和5年度の調査では、令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行し、日常の生活が戻っていく中で、児童生徒が様々な悩みを抱えたり、困難な状況に置かれていたりする状況がうかがえます。児童生徒を巡る環境が変化する中で、不安や悩みを相談できない児童生徒がいる可能性があること、児童生徒の不安や悩みが従来とは異なる形で現れたり、一人で抱え込んだりする可能性があることも考慮する必要があると捉えています。引き続き、周囲の大人が児童生徒のSOSの早期発見に努め、コミュニティ・スクール等の連携・協働体制も活用しながら、学校・家庭・地域による組織的対応を行い、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、児童相談所等の関係機関に繋げて対処していくこと等、生徒指導上の諸課題の解決に向けた取組を進めてまいります。</p> <p>ただいま、学校安全・体育課から報告事項2について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p> <p>全国平均に比べると本県は少ないということは読み取れますが、実際にはほとんどのところがプラスで伸びています。お話にありましたようにコミスク等も連携しながらできるだけこういう児童生徒が増えないように御尽力いただければと思います。もう一つ思うのは、新しい学習指導要領になって、高校も今年度で最終年度を迎えて、新しい学習指導要領で今の子どもたちは学んでいる訳ですけども、その中</p>
-----------------------------	--

	<p>で学び方ですね、学力の三要素の中では自ら学んでいく力や人間性等も学力に入っていると思うのですが、これだけ全国的に伸びてしまっているということ、普段の学校での授業、そういったところからは改善の見込みはないのでしょうか。本来、授業が楽しくて学校に行きたくて、授業中にグループワークを通して仲間と友達になって、というのが進めばこちらの方の数值は下がってくるのかなという気はするのですが、実際のところ、この数字を見ると教育の中身も含めて大丈夫だろうかと少し不安になるのですが、その辺いかがなものでしょうか。ちょっと漠然とした質問ですいません。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>おっしゃるとおり、学びの不安というのが今不登校に大きく繋がっているのではないかということは、全国的にも言われていることです。その学びの不安の解消に向け、山口県の施策展開においては誰一人取り残すことのない教育の展開を目指しておりまして、それを具現化するべく今各学校にお願いをしているところです。特に義務教育下においては、学習がなかなか苦手な子どもたちに対してどのような学び直しの機会を与えていくかということについても尽力しております。また一方でICT環境、1人1台端末を利用しまして、子どもたちの学びの断裂が起こらないようにということで学びの不安の解消の観点から義務教育としては頑張っているところです。</p>
<p>和 泉 委 員</p>	<p>それぞれの子どもたちの理由・原因とはいろいろなものがあると思いますので、科学的なプロセス・科学的な方法とかも活用しながら、ICTもありますけども、いろいろな角度からそれぞれ子どもに向き合っていたいただければと思います。</p>
<p>伊 藤 委 員</p>	<p>児童福祉法が改正され、山口県のスクールソーシャルワーカーの登校支援が進んでおりまして、カウンセリングや家族への支援、それから学校との連携も深めて努力をされていると思います。例えば市町が子育て世帯に対して訪問事業をしています。そういうことを学校関係者、また御父兄の方がそういう不登校の支援を、市町も県からおりてやっていらっしゃるもので、そういうことを皆様が、保護者の方が周知をされているかどうか、周知の仕方をどのようにされているかということが分からないので教えていただけたらなと思います。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>専門機関との連携という観点でお答えしますと、専門機関、特に家庭教育支援チームというのが各地域にはありますが、それも含めて特に今、民生委員、児童委員の訪問であるとか、あるいは地域の児童相談所との連携を大切にしております。ただ不登校支援に関しては、なかなか各家庭環境の要因が非常に複雑化してきておりまして、それに対して各学校がそれぞれに寄り添うことができるように、さらに各市町教委とも連携して専門性を高めているところです。</p>
<p>伊 藤 委 員</p>	<p>今、児童養護施設の児童家庭支援センターの中に、そういう児童相談所の下請け業務のようなことを行っているところもあります。その中で当法人の児童家庭支援センターの中の職員は、そういう不登校の支援をしています。そういうことも活用されて、そういう不登校が少</p>

<p>義務教育課長</p>	<p>なくなればということを考えています。でもそれを保護者の方が周知されていないというところが気になります。保護者というのは子どもが不登校になってしまうとみんな孤立してしまいます。保護者の方にそういう機関があるんだということが周知、アピールできるようなことも取り組んでいただけたらいいなと思います。</p> <p>特に学校長が一つカギを握っておりました、地域にどういった機関があるかということをしつかりと学校長が把握した上で、学校長自身がその機関とつながり、そして状況に応じて対応するということが求められますので、そこも市町教委と連携して、しっかりとカバーしてまいりたいと思っております。また保護者の方々への情報発信ですが、学校だよりでは、様々な学校が発信しているんですけども、またホームページ等でそういうことも利用できるか、発信できるかと思っておりますので、市町教委と共に指導していきたいと思っております。</p>
<p>藤田委員</p>	<p>全部連動はしていると思うのですが、最近はもちろん不登校の問題も大事ではあるのですが、資料を見ていて、暴力行為の状況というところについて気になりました。文科省が制定している定義なので、何か一般の私には分かりにくいのですが、暴力行為の定義は「自校の児童生徒が、故意に有形力（目に見える物理的な力）を加える行為」というのはどういうことなのだろうと思いました。暴力というのもいろいろ幅があると思います。ちょっと人を叩いただけでも暴力なのか、グーパンチで殴ったら暴力なのかで全然定義が変わってくると思うのでそういう定義自体が分かりづらいなと思いました。</p> <p>小学校、中学校、高等学校の表、令和元年度から令和5年度からの数字を見ると、小学校の数字が中高に比べて圧倒的に増えているように思います。ということは、小学校のときに何かあるのかなというのがあって、子どもだと言葉にできなくて感情が先に行動に出てしまうというのを聞いたことがあるので、もちろんいじめとかにもつながっているとは思いますが、小学校の暴力の度合いが他と比べると件数が増えているので、小学校の間に暴力をした子に対する学校での対応等、何かされているのか教えてください。また、それに特化した対応策もしっかりしていく必要があるのではないかなと感じました。もし何かされていることがあれば今分かる範囲で教えていただきたいと思います。今の時点でわからないことはまた後日でも教えていただければと思います。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>全体として小学校においては暴力行為などが多いです。指導が理解できないであるとか、ふざけ合いがエスカレートして暴力行為に至るケースが多くなっています。また、同じ児童が複数回暴力を振るうケースが多く、十分指導して反省を促してもなかなか改善がみられない児童がいるということがあります。暴力行為を形態別に言うと、児童間暴力が一番多く、児童同士の互いの中で感情のコントロールがうまくできず、些細なことで暴力に至ってしまう事案が増えているとも言われております。また、児童間暴力だけではなく対教師暴力の件数も増加しており、児童同士だけではなく指導する立場である教師に自分の感情をぶつけてしまう、そういった傾向もあります。参考として、</p>

	<p>友達が自分の思い通りにならない、思い通りにいかないような言動をしたことに腹を立てて暴力をふるったであるとか、対教師暴力を指導されたことで反抗的な態度をとり、教員を叩いたりしたということです。しかしながら犯罪にならない、初期の段階のものでも暴力行為と捉えて指導しているという点では、先程平手でとかグーでとかありますけれども、そういうことを全て、いずれにしても暴力行為ですので、その生徒を随時指導していくという対応をしています。依然として増えているという状況です。先ほども言いましたが、なかなか自分の感情が、小学校年代ではなかなか表しづらいということが多いということでございます。以上です。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>ちょっと当たったことも暴力として捉える等、暴力を広げて解釈するようなかたちで増えているという報道もあったと思いますけれども、山口県ではどのような感じなのでしょう。</p>
<p>学校安全・体育課長</p>	<p>幅広く捉えていると言いますか、やはり同様に捉えております。例えば他人に当たるということでも、人間関係づくりの中で発生するということはあると思いますが、極力それが痛みを伴うであるとか、それはケースバイケースというところもあり、できるだけ広く捉えて指導していくということを意識しております。</p>
<p>木 阪 委 員</p>	<p>先日、文洋中学校に訪問し、その中でいただいた資料で、これは担い手というテーマではありましたが、学校の外で才能を开花させるサードプレイスという言葉が個人的には刺さった言葉です。今回いろいろと暴力行為や不登校ですけれども、今こそ令和の新しいコミスクというのを、サードプレイスをキーワードにやっていってもいいのではないかと感じたところです。学校長の方々の住んでおられる市町によっては関係が違いますが、サードプレイスがどこにあるのかという開拓をしていかなければならないと思います。意外と足元にあるのかもしれないし、そういったところが学校に来ていただくという大人の学びのスタイルに似ているのですが、外に出ること、一時的なものではなくて、可能であればある程度レギュラー的にやっていくと、少し軌道の修正ができるような気もしています。サードプレイスを意識してもらえたらと思います。</p>
<p>義務教育課長</p>	<p>文洋中学校では、地域全体で子どもたちをしっかりと見ていこうという御提案がされたと思います。その中でやはり学校だけでは、限られた環境で、子どもたちにとっては、環境も多様化しており、なかなか居場所がないということも考えられるということで、今、各学校長が山口県のコミュニティ・スクールの強みを活かして、各地域のいろいろな場所と繋がることで子どもたちを総合的に育てていこうという取組がされています。今、御指摘のあったとおり学校に大人の方に来ていただくことも重要ですし、また大人が地域で一生懸命活躍している姿を子どもたちが目の当たりにできる機会、学校が繋がってればこそ見ることができると思っていますので、そういった事も検討してまいりたいと思います。いずれにせよ、子どもたちをしっかりと見守る環境が地域全体で出来上がるところが重要だと考えています。</p>

伊 藤 委 員	<p>不登校になった子どもたちの居場所づくりというのを、県や市町がお互いに取り組んでいらっしゃるということで、そこに焦点を当てて頑張っていることは、私たちも肌で感じていますので、これからそういう居場所づくりに頑張っただけなら、子どもたちがまた次のステップに行けるのではないかと思います。よろしくお願いします。</p>
義務教育課長	<p>山口県各地で、子ども食堂もひとつのいい例なんですけれども、子どもたちの居場所がないときに、日曜日や平日の夕方等、子どもたちが集って人間関係を築くことのできる場所が増えてきております。そういったところも県教委としても市町教委と協働してしっかり把握した上で周知してまいりたいと思います。</p>
教 育 長	<p>それでは、報告事項2については、以上のとおりとします。 それでは、協議事項に入ります。協議事項1について、高校教育課から説明をお願いします。</p>
高校教育課長	<p>「県立中高一貫教育校について」御説明いたします。資料①の19ページを御覧ください。</p> <p>まず、1の令和8年度に岩国高校、下関西高校に設置する併設型中学校の校名についてです。両校の校名については、学識経験者や学校・地域の関係者等で構成する校名等検討委員会を開催し、委員会から出された御意見を踏まえて検討した結果、「山口県立岩国高等学校附属中学校」及び「山口県立下関西高等学校附属中学校」とすることといたしました。この校名は、高校名との親和性があること、併設型の中高一貫教育校であることが伝わること、2校の中学校名に統一感があり、同時期に同一のコンセプトで設置する中学校であることが伝わることを理由として選定しています。</p> <p>次に、2の令和8年度に生徒を募集する中高一貫教育校についてです。(1)の実施する学校は、令和7年度までは2校ですが、令和8年度からは、岩国高校附属中学校、下関西高校附属中学校、下関中等教育学校の3校となります。(2)のスクール・ミッションは、募集を行う3校それぞれ、表のとおりです。各附属中学校のスクール・ミッションは、「中高の学びを効果的につないだ教育」という言葉を加え、中高で共通のものとしています。(3)の特色ある教育活動についてです。まず、岩国高校と下関西高校の附属中学校は、難関大学への進学に必要な学力と未来を切り拓く力の育成をめざし、国語、数学、英語などで標準時間数以上の授業を実施し、高校の内容の先取りをしたり、高校の内容に触れながら発展的な学習をしたりすることとしています。また、国際教育・地域連携教育として、海外との交流等を通じたグローバルな取組や、市・大学・企業等の関係機関と連携した取組などを実施することとしています。一方、下関中等教育学校では、国際社会での活躍に必要なグローバルな考え方や多様な他者と協働する力の育成をめざし、これまでの取組をさらに充実させることとしています。常駐する外国人講師による英会話や東アジア文化などを学ぶ授業を実施するとともに、英語や社会などで、高校の内容の先取り学習を実施することとしています。また、国際教育・地域連携教育</p>

	<p>として、2週間程度の語学研修旅行やグローバル企業等と連携した探究学習を実施いたします。その他、3校の特色ある教育活動について、表にお示しをしています。次に、(4)の入学志願者の募集及び入学者の選抜についてですが、入学者選抜を実施する3校の行事予定等を踏まえながら検討した結果、実施期日は、令和7年度に比べて1か月程度早めて実施する予定です。また、応募資格について、これまでは保護者の住所が県内にある小学校卒業見込者が対象でしたが、下関中等教育学校については、令和8年度から、保護者の住所が県外にあっても、通学可能な小学校卒業見込者を応募資格がある者に加えることとしています。(5)の入学定員については、きめ細かな指導を実現するために、1学級30人規模とし、2学級規模の岩国高校と下関西高校の附属中学校は各60人とし、3学級規模の下関中等教育学校は90人として、県外からの入学生徒を内数に含みます。3の今後のスケジュールについてですが、来年2月に条例改正を行い、8月に岩国高校と下関西高校の附属中学校を設置することとしています。以降、令和8年4月1日の開校に向けて、準備を着実に進めていく予定です。説明は以上です。御協議の程、よろしくお願いいたします。</p>
教 育 長	<p>ただいま、高校教育課から協議事項1について説明がありましたが、意見、質問はありますか。</p>
伊 藤 委 員	<p>関東・大阪にある中高一貫の私立学校ですが、これからはグローバルな国際教育ということで、最近応募資格として、中学を受験する場合、すでに英検何級を持っているなど、受験するために保持しているものと明記されている学校等あります。「難関大学への進学に必要な学力」と言われましたが、将来的に入学試験をこういった形にすることについては、どのように考えているのでしょうか。</p>
高校教育課長	<p>新設する中高一貫教育校につきましては、小学校を卒業した者が入学するということになっています。受験資格に英検ということはありませんけれども、中に入ってからしっかり学習して力を付けていくということを目指したいというように思っております。入学段階で持っていなければという制限をかけることは考えておりません。</p>
和 泉 委 員	<p>下関も岩国もそれぞれ敷地内に校舎を建てると思うのですが、施設や設備等に関して、何か特徴があるのかを詳しく教えていただければと思います。</p>
高校教育課長	<p>もともとない所に中学校を設置することになりますので、新しく中学校の機能をもったものを設置することになるのですが、下関西高校については、現在ある理科棟を立て替えて新しい建物を建てる予定です。岩国高校の方も同様に新しく中学生が学べる環境を建設することになります。特徴的に他の学校にないものがあるかと言われると難しい部分がありますが、できる範囲で子どもたちにとって魅力的な建物になるように工夫してまいりたいと思っています。</p>
和 泉 委 員	<p>ぜひ、最新の器具で実験できるようなことなど、環境があればよい</p>

<p>教 育 長</p>	<p>と思っておりますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、協議内容のとおりに進めていただきたいと思います。 次に、次回の教育委員会会議の日程について、教育政策課から説明をお願いします。</p>
<p>教育政策課長</p>	<p>次回の教育委員会会議は、令和6年12月18日（水）午後1時30分を予定しております。よろしく申し上げます。</p>
<p>教 育 長</p>	<p>以上で11月の教育委員会会議を終わります。</p>